

令和 6 年度徳島県地域職業訓練実施計画

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年 10 月 11 日改訂

第 1 総則

1 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るために、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、徳島県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「求職者支援法」という。）第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、徳島労働局、ハローワーク、徳島県等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

2 計画期間

計画期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

3 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

第 2 労働市場の動向と課題等

1 労働市場の動向と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率の悪化など雇用への大きな影響が見られたものの、経済活動の再開に伴って人手不足感が再び深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要であり、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱え、特に、徳島県においては、全国平均を上回る速度での生産年齢人口の減少や少子高齢化が進行するとともに、県外への若年労働力の流出等から、労働力不足が深刻化しつつある状況となっている。こうした中で、地域経済の持続的な発展と成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるよう環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX 等」という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。加えて、企業規模等によっては DX 等の進展への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不斷に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」（令和 5 年 12 月 26 日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあることから、個々の障害特性や就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

2 令和 5 年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和 5 年度の新規求職者は令和 5 年 12 月末現在で 21,740 人（前年同月比 99.1%）であり、そのうち、求職者支援法第 2 条に規定する特定求職者

に該当する可能性のある者の数は令和5年12月末現在で10,283人（前年同月比99.2%）であった。

これに対し、令和5年度の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

<令和5年4月～12月>

離職者に対する公共職業訓練	451人（前年同期比90.9%）
求職者支援訓練	303人（前年同期比112.6%）
在職者訓練（徳島県）	115人（前年同期比59.3%）
在職者訓練（ポリテクセンター徳島）	246人（前年同期比92.1%）

また、令和5年度における公的職業訓練の就職率については、以下のとおりである。

・離職者に対する公共職業訓練	※1	施設内訓練 83.3%
	※2	委託訓練 76.3%
・求職者支援訓練	※3	基礎コース 76.0%
	※3	実践コース 58.0%

※1 令和5年4月から令和5年10月末までに訓練を修了した者の就職率

※2 令和4年10月から令和5年6月末までに訓練を修了した者の訓練修了後3ヶ月後の雇用保険適用相当就職率

※3 令和4年10月から令和5年6月末までの訓練修了等の訓練修了後3ヶ月後の雇用保険適用就職率

第3 令和6年度の公的職業訓練の実施方針

令和4年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 求職者支援訓練については、応募倍率が低く、就職率が高い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること
- ② 求職者支援訓練については、応募倍率が高く、就職率が低い分野（「IT分野」）があること
- ③ 応募倍率、就職率ともに低い分野（「医療事務分野」）があること
- ④ 求職者支援訓練のうち基礎コースは令和4年度計画においては、認定規模の30%程度としていたが、実績は10%～15%程度であること
- ⑤ デジタル人材が質・量とも不足していること

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和6年度の公的職業訓練は以下の方針

に基づいて実施する。

①については、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で、「受講申込締切日」から「受講開始日」までの期間等についてできる限り短い期間を設定するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化を図る。

②については、求人ニーズに即した訓練内容となっているか、また、就職支援策が十分なものか検討した上で、ハローワークと連携した就職支援の強化を図る。

③については、応募・受講しやすい募集・訓練日程の検討に加え、受講者ニーズ、求人ニーズに即した訓練内容となっているか、質・量両面からの検討を行った上で実施するとともに、ハローワークと連携した就職支援の強化を図る。

④については、就労経験が少ない等、社会人としての基礎的能力が必要な者は一定数存在するものの、実践コースのカリキュラムにより、カバーできる者が多数を占めているため、基礎コースの認定規模については、実績を踏まえ設定する。

⑤については、職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、一層のコース設定の促進を図る。

第4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

1 離職者に対する公的職業訓練

(1) 離職者に対する公共職業訓練

ア 対象者数及び目標

(国の施設内訓練)

対象者数 344人

目標 就職率：82.5%

(委託訓練)

対象者数 601人

目標 就職率：75%

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上の留意事項等

離職者に対する公共職業訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

① 職業訓練の内容等

- ・ 職業訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会の提供にあっては、徳島県が能開法第 16

条第1項または第2項の規定に基づき設置する施設（障害者職業能力開発校を除く。）において実施する職業訓練との役割分担を踏まえる。

- ・ 国の施設内訓練については、民間教育訓練機関では実施できないものづくり分野において実施する。
- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・ 委託訓練については、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を利活用できるようにすることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。
- ・ 経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を發揮し、それに適した賃金や待遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEBデザイン関連の資格取得を目指すコースや企業実習を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置、オンライン訓練（e ラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費を委託費の対象とする措置に加え、DX推進スキル標準に対応した訓練コースについて、委託費の上乗せ措置の対象とすることにより、訓練コースの設定を推進する。
- ・ IT分野、デザイン分野については、求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか、検討した上で、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組み、十分な就職支援を実施する。
- ・ IT分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受

講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。

- ・ ものづくり分野については、DX等に対応した職業訓練コースを充実させる。
- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ・ 委託訓練については、計画数を踏まえ、十分な訓練機会の確保に努めるとともに、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組を行う。

③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（e ラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- ・ 雇用のセーフティネットとして、母子家庭の母等のひとり親、刑務所を出所した者、定住外国人等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施する。
- ・ これまで能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とした国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースについては、対象となる者の受講促進に努め、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を推進する。

(2) 求職者支援訓練

ア 対象者数及び目標

対象者数 606 人

目標 雇用保険適用就職率：基礎コース 69% 実践コース 63%

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

求職者支援訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

① 職業訓練の内容等

- ・ 基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、認定規模は以下のとおりとする。

基礎コース 82 人

実践コース 524 人

※ 実践コースのうち、デジタル分野は 175 人、介護・医療・福祉分野は 93 人として設定する。

- ・ 地域ニーズ枠については、地域の実情を踏まえ 35 人（営業・販売・事務分野 15 人、介護・医療・福祉分野 20 人）で設定する。
- ・ 新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。
 - 基礎コース 30%
 - 実践コース 10%
- ・ 新規参入枠については、一の申請対象期間における新規参入枠以外の設定数（以下「実績枠」という。）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を、当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。
- ・ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから、実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・ 全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を利活用できるようにすることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。
- ・ 経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や待遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT 分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観

点から、IT、WEB デザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（e ラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置に加え、DX 推進スキル標準に対応した訓練コースについて、基本奨励金の上乗せ措置の対象とすることにより、訓練コースの設定を推進する。

- ・ IT 分野、デザイン分野については、求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか、検討した上で、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組み、十分な就職支援を実施する。
- ・ IT 分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。

③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（e ラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

（3）職業訓練の効果的な実施のための取組

- ・ 職業訓練により習得した IT スキルを実際の業務に活用するため、スキルを掘り下げ、企業で活躍できるデジタル人材を育成するよ

う、実践的なカリキュラムにより訓練内容の充実を図る。

- ・企業での実際の業務においては、ITの専門的・技術的なスキルに加え、電話応対等も求められており、職業訓練においても、職種・業種間の共通的なスキル（対人面のコミュニケーション能力、説明力、提案力等）や総合的な業務遂行能力を高めるためのカリキュラムの充実を図る。
- ・デジタル分野の訓練修了者にIT業務全般を習得しているとの認識を持つ企業側のミスマッチも存在するため、訓練修了後の就職へのマッチングを高める観点から、企業向けの訓練施設説明会や制作物発表会等を実施し、訓練内容及び習得レベルをより明確に発信する。
- ・生徒数の減少、進学率の上昇等から、製造現場の担い手となる工業高校生も採用が難しい状況であるため、文系の新規大卒を1年程かけ育成する企業の例もあり、ものづくりを担う人材を確保する観点からは、採用後の育成を見据えた職業訓練の設計、企業内の人材育成支援を図る。
- ・介護関連等の人材が不足する職種については、職業訓練により、その担い手を育成していくことに加え、人材の確保や定着を促進する観点からは、企業側において雇用環境や待遇の改善を図ることも必要であることから、関係機関と連携し、介護分野における充足・定着支援の強化等を実施する。

2 在職者に対する公共職業訓練等

(1) 対象者数

公共職業訓練(在職者訓練) 508人

生産性向上支援訓練 600人

(2) 職業訓練の内容等

- ・ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、ポリテクセンター徳島に設置された「生産性向上人材育成支援センター」においては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援を実施する。

- ・ ものづくり分野については、DX等に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。
- ・ 訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主等に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認する。

3 学卒者に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

対象者数 240人（普通課程120人、短期課程120人）

目標 就職率：95%

4 障害者等に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

(委託訓練)

対象者数 60人

目標 就職率：55%

(2) 職業訓練の内容等

・ 障害者委託訓練の設定については、就職に結びつきやすい実践能力習得訓練コースの設定を促進しつつ、委託元である徳島県が関係機関と連携を図り、対象となる障害者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者の雇用の経験の乏しい企業を含めた委託先の新規開拓に取り組む。障害者委託訓練のうち知識・技能習得訓練コース等において、障害を補うための職業訓練支援機器等を活用した場合、職場実習機会を付与した場合や就職した場合の経費の追加支給を実施するなど、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進する。

・ 障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練コースの見直しを実施する。また、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、ハローワーク等との連携の下、受講者への就職支援を実施する。

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

(1) 職業訓練の周知広報について

職業訓練の受講が必要とされる者に対して、職業訓練を受講することで、取得できる資格、知識、技能、企業での活躍事例を含めた広報が必

要であり、訓練実施機関、徳島労働局、ハローワーク及び徳島県は、訓練内容の広報の充実、SNS等による情報発信に取り組む。

（2）人材開発支援助成金の活用促進について

企業におけるデジタル人材の育成等を支援するため、徳島労働局は、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスクリング支援コース」の県内企業への積極的な活用促進を図る。

（3）地域リスクリング推進事業について

中小企業、農林水産、介護等、各分野で地域に必要な人材を確保するため、徳島県及び市町村において、デジタル・グリーンなどの成長分野や人手不足分野に関するリスクリングの推進に資する事業（以下「地域リスクリング推進事業」という。）を実施する。

実施に当たっては、商工・労働関連の各団体や、労働局、ハローワーク等の国の機関、教育機関などと連携しながら、以下の地域リスクリング推進事業に幅広く取り組むこととする。

- ①経営者等の意識改革・理解促進
- ②リスクリングの推進サポート等
- ③従業員（在職者）の理解促進・リスクリング支援

なお、令和6年度に実施する地域リスクリング推進事業については、実施地方公共団体名、事業名、事業概要等を記載した一覧を、令和6年度に開催される徳島県地域職業能力開発促進協議会に報告する。

(別表1)

1 公共職業訓練（離職者訓練）

(1) 施設内訓練に係る実施規模と分野

(徳島県)

施設名	定員	科目
西部テクノスクール	30人	・設備施工科（前期15人、後期15人）
合計	30人	1科目

(ポリテクセンター徳島)

施設名	定員	科目
ポリテクセンター徳島	314人	<p>1. 6ヶ月コース (1)一般コース</p> <p>① テクニカルオペレーション科 (募集科名：CAD機械科)</p> <p>② テクニカルメタルワーク科 (募集科名：溶接加工科)</p> <p>③ 電気設備技術科</p> <p>④ 住宅リフォーム技術科</p> <p>⑤ 住環境計画科</p> <p>(2) 企業実習付きコース</p> <p>⑥ テクニカルメタルワーク科 (募集科名：溶接ものづくり科)</p> <p>2. 1か月コース (3) 導入講習（橋渡し訓練）</p> <p>上記全ての科に組合せて実施</p>
合計	314人	12科目

(別表2)

(2) 委託訓練に係る実施規模と分野

施設名	コース	定員	科目
長期高度人材育成コース	2	55人	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士科（2年）
知識等習得コース	30	476人	<ul style="list-style-type: none"> ・介護実務者・同行援護研修科（6か月） ・介護初任者研修科（3か月） ・造園科（6か月） ・WEBシステム開発実践科（6か月） ・DX応用科（6か月） ・テレワーク実務科（6か月） ・テレオペレーター科（3か月） ・IT技能科（3か月） ・テレオペ&IT技能科（3か月） ・IT建設科（3か月） ・DX基礎科（3か月） ・IT基礎科（3か月） ・医療事務科（3か月） ・事務科（3か月） ・販売実務科（3か月）
定住外国人向け職業訓練コース	1	10人	<ul style="list-style-type: none"> ・定住外国人向け介護初任者研修科（4か月）
建設人材育成コース	1	5人	<ul style="list-style-type: none"> ・左官技能科（3か月）
日本版デュアルシステム	1	15人	<ul style="list-style-type: none"> ・医療事務科（4か月）
育児等との両立に配慮した再就職支援コース	1	15人	<ul style="list-style-type: none"> ・IT技能科（3か月）
母子家庭の母等の職業的自立促進コース	10	10人	<ul style="list-style-type: none"> ・IT技能科（3か月） ・IT建設科（3か月） ・医療事務科（3か月） ・事務科（3か月） ・販売実務科（3か月）
高齢求職者スキルアップ等コース	1	15人	<ul style="list-style-type: none"> ・介護補助員研修科又は介護初任者研修科（2か月）
合計	47	601人	26科目

(別表3)

2 公共職業訓練（在職者訓練）

(徳島県)

施設名	コース	定員	科目
中央テクノスクール	12	73人	・金属技術科 ・電気環境システム科 ・木工技術科 ・理容科 ・美容科
南部テクノスクール	3	35人	・カラーコーディネート塗装科 ・自動車整備科（二級課程）※
西部テクノスクール	5	50人	・自動車整備科（三級課程）※ ・住宅建築科 ・設備施工科
合計	20	158人	9科目（提案型）

※自動車整備科（二級課程）と自動車整備科（三級課程）を合わせて、一つの自動車整備科目として取り扱う。

(ポリテクセンター徳島)

施設名	コース	定員	科目
ポリテクセンター徳島	45	350人	① テクニカルオペレーション科 ② テクニカルメタルワーク科 ③ 電気設備技術科 ④ 住宅リフォーム技術科 ⑤ 住環境計画科
合計	45	350人	5科目

(別表4)

3 公共職業訓練（学卒者訓練）

施設名	コース	定員	科目
中央テクノスクール	6	140人	<ul style="list-style-type: none"> ・機械技術科（15人、1年） ・金属技術科（15人、1年） ・電気環境システム科（15人、1年） ・木工技術科（15人、1年） ・理容科（20人、2年） ・美容科（20人、2年）
南部テクノスクール	2	55人	<ul style="list-style-type: none"> ・カラーコーディネート塗装科（15人、1年） ・自動車整備科（二級課程）（20人、2年）
西部テクノスクール	3	45人	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車整備科（三級課程）（15人、1年） ・住宅建築科（15人、1年） ・電気工事科（15人、1年）
合計	11	240人	11科目

4 障がい者等に対する公共職業訓練

訓練種別	定員	訓練月数・科目
知識・技能習得訓練	37人	3か月・5科目
実践能力習得訓練	10人	1～3か月・10科目
e-ラーニング	10人	3か月・2科目
特別支援学校等早期委託訓練	3人	1～2か月・3科目
合計	60人	20科目

5 求職者支援訓練

	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	年度計
基礎コース	30人	30人	12人	10人	82人
実践コース	149人	103人	98人	139人	489人
IT分野	20人	20人	20人	55人	115人
デザイン分野	20人	20人	20人	0人	60人
医療事務分野	0人	15人	0人	0人	15人
介護・医療・福祉分野	19人	18人	18人	18人	73人
営業・販売・事務分野	75人	30人	25人	51人	181人
理容・美容関連分野	15人	0人	0人	15人	30人
その他	0人	0人	15人	0人	15人
地域枠	35人（介護・医療・福祉分野20人、営業・販売・事務分野15人）				
合 計	606人				

※その他は、成長分野、林業分野、警備・保安分野等

注1 申請単位期間内の設定数を超える認定申請がある場合

(1) 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定する。

(2) 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

注2 申請単位期間内で新規参入枠以外の設定数（以下、「実績枠」という。）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合

(1) 当該実績枠の残余を、当該申請対象期間内の新規参入枠とともに可能とする。

注3 認定申請が少ない等により、認定コースの定員数が上限値を下回った場合の余剰定員

(1) 実践コースにおいて設定された訓練分野において、当該訓練分野に余剰定員が生じた場合には、同一認定単位期間の他分野に振替可能とする。

(2) ある認定単位期間において認定数が認定上限値を下回った場合の余剰定員は、同一年度の次期以降の認定単位期間の同地域・同コース・同分野の認定上限値を引き上げるために活用することも可能とする。

(3) 設定された訓練分野において、当該訓練分野の訓練コースが開講されなかった場合の定員は、次期以降の認定単位期間の他分野に振替可能とする。

注4 一度認定されたものの開講されずに中止となった訓練コース分の余剰定員

(1) 受付期間中・受付期間終了後のコースの認定上限値を変更することは不可とする。

認定申請の受付開始前に認定上限値を変更して公示できる場合、同一年度内同一分野に活用可とする。

注5 開講された訓練コースにおける定員未充足による余剰定員

(1) 振替、繰越しは不可とする。

注6 繰り越した余剰定員についての第4四半期における取扱い

(1) 訓練コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止コースの繰越し分について、第4四半期においては基礎コースと実践コース間の振替や他分野への振替を可とする。

注7 E-ラーニングコースの取扱い

集合型コースとのバランスを考慮し、E-ラーニングコースの申請は、原則、認定単位期間ごとに、1実施機関あたり1コースまでとする。

注8 徳島労働局における、令和6年度求職者支援訓練「地域枠」の取扱いの詳細については、次のとおりとする。

(1) 令和6年1月末現在、締結自治体は8自治体(鳴門市、名西郡神山町、三好市、阿南市、美馬市、吉野川市、小松島市、海部郡牟岐町)であり、令和6年度においては3自治体において地域枠の設定を希望している。

(2) 地域枠により開講を希望する訓練科、及びその開講時期と認定規模を決定した締結自治体は、速やかに別添「求職者支援訓練「地域枠要望」調査票（以下「調査票」という。）」を労働局に対し提出する。労働局は、調査票を受理した場合、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構徳島支部に速やかに情報提供することとする。地域枠の設定・認定は、調査票の記載に基づきなされることとする。

(3) 具体的な設定は、調査において「1. 今後誘致する企業、事業拡張する管内企業の具体的ニーズに基づき要望するもの」、「2. 1以外の事情で、地方創生の観点から要望するもの」のいずれかによるものであることとする。

①地域枠は年間の認定規模総数のみ計画に記載し、四半期ごとの認定規模は設定しない。訓練施設に対し明示する当該期の認定規模は「35－前期までに認定した累計数」とする。

②地域枠に係る訓練施設に対する周知は、四半期ごとに機関徳島支部が実施する「求職者支援訓練に係る説明会」において、労働局職員が実施する。

注9 徳島県においては、四半期毎に求職者支援訓練を認定する。具体的な定員及び認定申請受付期間については、徳島労働局のホームページ及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構徳島支部のホームページで周知する。

ハロートレーニング（離職者向け）の6年度計画

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

徳島県

分野	全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 (高齢・障害・求職者支援機構)	求職者支援訓練
		施設内	委託		
IT分野	376	0	261	0	115
営業・販売・事務分野	266	0	70	0	196
医療事務分野	76	0	61	0	15
介護・医療・福祉分野	272	0	179	0	93
農業分野	10	0	10	0	0
デザイン分野	60	0	0	0	60
製造分野	164	0	0	164	0
建設関連分野	155	30	5	120	0
理容・美容関連分野	30	0	0	0	30
その他分野	60	0	15	30	15
求職者支援訓練(基礎コース)	82	0	0	0	82
合計	1,551	30	601	314	606
(参考) デジタル分野	420	0	69	176	175

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

※ 地域枠については、「営業・販売・事務分野」で15人、「介護・医療・福祉分野」で20人の計35人を計画。